

## 1 目的

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること

## 2 公益通報

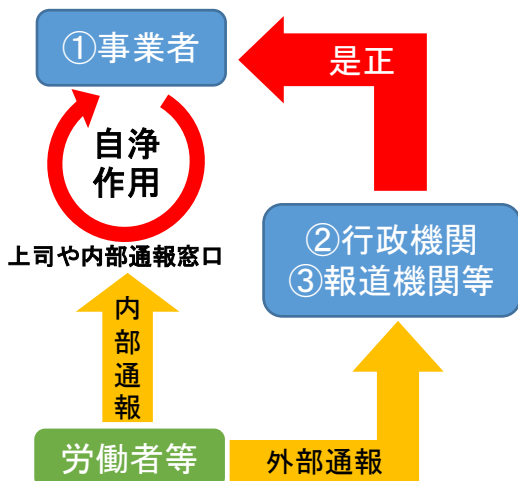
- 労働者・退職者・役員が
- 不正の目的でなく
- 勤務先や請負元における
- 対象法律<sup>(※1)</sup>の刑事罰・過料の対象となる不正行為を
- 通報すること

※1 国民の生命・身体・財産等の保護に関する法令(約500本)が対象

## 3 保護の内容

- 解雇の無効、降格、減給その他の不利益な取扱いの禁止
  - 損害賠償請求の制限
- ↓
- 公益通報をしたことを理由として解雇や降格・減給をされた者は、裁判で争うことができる

## 4 通報先と保護の条件



【保護の条件】 通報先により異なる

- ① 事業者(内部通報)  
不正があると思料すること (国・地方公共団体も含む。)
- ② 行政機関  
不正があると思料するに足る相当の理由があること  
(例: 目撃した場合、証拠がある場合 など)  
又は不正があると思料し、氏名等を記載した書面を提出すること  
(通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者)
- ③ 報道機関等  
不正があると思料するに足る相当の理由があること  
及び 次のような事由があること  
(例: 内部通報では解雇されそうな事由、生命・身体への危害や財産への重大な損害が発生する事由 など)

## 5 事業者の体制整備義務

- 常時使用する労働者の数が300人超の事業者に、内部通報に適切に対応するために体制整備を義務付け(例: 内部通報窓口の設置や通報受付・調査等の業務を担う「従事者」の指定、内部規程の策定等) <sup>(※2)</sup>
- 体制整備義務違反のある事業者には、行政措置(「助言・指導・勧告」、「勧告に従わない場合の公表」)
- 内部通報の受付・調査等の業務を担う従事者に対し、内部通報者を特定させる情報の守秘を義務付け(違反した場合には30万円以下の罰金)

※2 事業者には国・地方公共団体を含む。  
300人以下の事業者は努力義務

## 附則

(令和2年改正法附則、令和4年6月1日施行)

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法第二条第一項に規定する公益通報をしたことを理由とする同条第二項に規定する公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱いその他新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。